

下関商工会議所の新型コロナウイルス感染症の対応について

本所では、政府からの「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日決定）」に基づく要請を受け、令和2年3月4日（水）～3月31日（火）の期間（予定）において、下記のとおり対応することといたしましたので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、感染状況等の変化に応じて、今後、対応を変更する場合がございますので、何卒ご了承ください。

1. 本所主催の会議・イベント等の対応について(2/26付の日商第五報に準じる)
 - (1) 議員総会・常議員会・部会・委員会等
 - ・審議事項のあるものについては、原則予定どおり開催する。
 - ・報告事項・講演のみの場合は中止または延期する。
 - (2) セミナー・講演会等について
 - ・参加者が50名以上のセミナー等については講演の必要性等を踏まえ中止を含めて検討する。開催する場合、会場入口に消毒液・マスクを設置する。
 - ・共催・後援等の団体から中止要請があった場合は中止する。
 - (3) 懇親会・交流会（飲食を伴うもの）
 - ・3月13日（金）までは主催する組織の長（部会長・委員長等）と相談の上、原則として開催を控える。

2. 事務局の対応について
 - (1) 出勤について
 - ・職人本人が37.5度以上の体温がある場合は出勤を見合わせる。(有給休暇扱い)
 - ・体調が良くない場合は出勤前に検温する。
 - ・職員の家族等で発熱等の風邪症状がある場合は、総務部に報告する。
 - (2) 出張について
 - ・不要不急の出張は極力見合わせ、最小限の人数にとどめる。
 - (3) その他
 - ・BCP（事業継続計画）に基づき、下関商工会館内のテナントで感染者が出た場合は、緊密に連絡を取り合い二次感染を防ぐ。
 - ・手洗い・手消毒の徹底、マスク着用等個人での感染防止策に努める。
 - ・朝と昼に窓を開け、室内の換気を徹底する。
 - ・経営相談等を行う場合には、職員はマスクを着用し対応する。

【本件・お問合せ】

下関商工会議所 総務課

TEL : 083-222-3333 FAX : 083-222-4094